

国立民族学博物館国際研究統括室規則

〔令和 2 年 3 月 2 4 日〕
規 則 第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立民族学博物館（以下、「本館」という。）が人間文化研究機構組織規程第 2 5 条に基づき館長の下に設置する国際研究統括室(以下「統括室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 統括室は、新領域開拓のための本館の共同利用型研究体制の基盤整備及び国際・国内研究戦略を立案し統括することを目的とする。

(業務)

第 3 条 統括室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究活動の戦略策定
- (2) 共同研究・共同利用体制の整備
- (3) 学術交流協定（国内外）締結方針の策定と締結
- (4) 研究動向調査
- (5) 外部資金に関する情報収集と情報提供
- (6) 上記の他、館長からの特命事項

(組織)

第 4 条 統括室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 館長が指名する研究教育職員 教授を含む若干名
- (2) その他館長が必要と認める者

2 室長は、前項第 1 号に掲げる者の中から館長が指名する教授をもって充てる。

(庶務)

第 5 条 統括室の庶務は、管理部研究協力課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 3 月 2 4 日から施行する。